

仕 様 書

1. 名 称

特殊浴槽装置購入

2. 購入物品仕様及び数量

- | | |
|---------------------|----|
| ① 介護浴槽 片袖タイプ | 1台 |
| ② 電動昇降ストレッチャー 片袖タイプ | 1台 |
| ③ 担架 デラックス型 | 1台 |

※各物品の性能等については下記「5.物品の性能等について」を参照すること。

3. 納入期限

令和6年3月31日まで

4. 納品・設置場所

和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408番地7

介護老人福祉施設 やすらぎ園

5. 物品の性能等について

① 介護浴槽 片袖タイプ

- ・機器全体でコンパクト/省スペース化が図られており、外形寸法は概ね2100mm(L)×890(W)×705～1150mm(H)以内であること。
- ・浴槽内寸法は概ね1895mm(L)×710mm(W)×500(D)以上であること。
- ・スイッチや温度等の表示は、操作パネルに配置されており、見やすく使いやすいこと。
- ・担架を浴槽にスライドさせたその場で、入浴操作や入浴ケアが行えるよう、サイドパネルに、入浴に必要な操作スイッチや表示が配置されていること。
- ・スイッチは、文字とイラストにて表示され、分かりやすく、使いやすいよう配慮されていること。
- ・給湯、増し湯、シャワー、浴槽湯温、入浴時間等がデジタルで表示されていること。
- ・給湯、増し湯、ハンドシャワーのミキシングは、電動ミキシング方式が採用されていること。

- ・自動給湯停止機能が搭載されていること。
- ・音声モニターが搭載されていること。
- ・衛生面の対策として、殺菌効果の高い塩素系薬液による殺菌機能が搭載されていること。
- ・浴槽や担架等の機器は、塩素系薬液等による殺菌が行えること。
また、機器は洗浄効果の高い酸素系洗浄剤等による洗浄が行えること。
- ・入浴がより快適に行えるように、「噴流機能」が搭載されていること。
- ・ハンドシャワーが複数基設置されていること。
- ・介助がしやすいように介護者の位置から浴槽中央までの距離が 500 mm以下であること。
- ・患者の安全を確保するため、担架が中央にきて、かつ所定位置にロックされた場合のみ昇降が可能で、正しく連結完了したことを知らせるランプがついていること。
- ・停電時対応として、簡単に浴槽を下降できる手動バルブを設けていること。
- ・故障などによる機器内、配管の水漏れ対応として、簡単に湯や水を止めることができる止水バルブを設けていること。
- ・槽内の湯温ムらに対応するため、自動でかくはんする機能を設けていること。

② 電動昇降ストレッチャー 片袖タイプ

- ・外形寸法は概ね 2060mm(L)×660(W)×420～705mm(H)以内であること。
- ・担架を浴槽へ移動させる時に、無理な前傾姿勢にならず、楽に作業できるよう工夫がなされていること。例えば、搬送車を外すことなく入浴介助が出来、介護者の負担が軽減できるもの。
- ・浴槽縁高さが 920mm 程度以下と低く、小柄な介護者でも入浴ケアが行い易いこと。
- ・キャスターのロックが同時に行える機構であること。
- ・リモコンの破損やバッテリーの残量がなくなり、昇降操作が出来なくなった時にでも対応できる機能を搭載していること。
- ・シャワーフック、シャンプー置きを設置してあること。

③ 担架 デラックス型

- ・リラックスした入浴姿勢が実現できる「リクライニング」方式が採用されていること。
- ・担架面はフルフラット化が可能であり、搬送用ストレッチャー、車椅子からの乗せかえがスムーズに行えること。
- ・サイドフェンス、手すり、安全ベルト等が装備されており、安全に入浴できること。
- ・浴槽上昇時、背もたれ部分が自動でリクライニングする機能を有していること。

- ・浴槽内での入浴者のずれ込みを防ぐことができる、足折れ機能を有していること。
- ・レッグレスト等が持ち上がることで入浴姿勢が安定する、チルト機構を有していること。
- ・セパレートタイプのサイドフェンス、左右独立型の手すり、安全ベルト等が装備されており、安全に入浴できること。
- ・移乗時はフラット形状に、入浴・洗身時にはバケツ形状にできる等、シーンに応じて形状を変えることのできる担架一体型のポジショナーを有していること。

6. 特記仕様

- (1) 物品の搬入、据付、配管・排水工事、電気工事、調整、既設機撤去などの費用も含むこととし、当園が指定する場所へ物品の納入及び調整を行うこと。また、担当職員と協議の上、その指示に従い、施設業務に支障がないように配慮すること。
- (2) 物品を使用する施設職員に対し、機能説明、取扱説明をはじめ、操作習得までの教育を行うこと。また、故障発生時の対応なども含めて指導すること。
- (3) 納入後についてはアフターメンテナンス体制を確立し、故障発生時は迅速な対応をすること。
- (4) 物品を納入し、検査確認後の6年間は点検及び通常使用により発生した不具合の修理を無償で対応すること。それを踏まえて入札金額を記載すること。
- (5) 「5. 物品の性能等について」において記載の性能に当てはまらない製品での入札は認めない。
- (6) 仕様書に明記がない場合又は疑義が生じた場合等は、担当職員と協議すること。